

## 平成26年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月6日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西 藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 無し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則

総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和

町づくり推進課 企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春

建設課長 荻原邦久 農林課 中澤文雄 観光課長 岩下弘幸

会計室 小宮山清富 教育次長 宮坂晃 たてしな保育園園長 真瀬垣妙子

庶務係長 遠山一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午前10時57分

議長（滝沢寿美雄君）おはようございます。これから、3月6日、本日の会議を開きます。

報告します。塩沢教育長、公務のため欠席届が出ています。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第3号

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）7番、橋本です。

議案第3号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定でございますけれども、町長の招集のあいさつの中で、産業振興室の新設というのは、特に重要とする事項をこれまで以上に推し進め、26年度重点目標の産業振興支援で、地域の資源である産業・歴史・文化を生かした産業振興の町づくりを担うために設置を意図したと、それで商工業振興、新たな観光の創造、当町の産業基盤の1つである農業を絡めた交流事業に力を入れるということでご説明がありました。そこで、当町には観光課があるわけですね。里と山にも事業者がいる。里の観光事業者も事業者であるということです。そういう点から、産業振興室の分掌事務について明確化する必要があるのではないかとということでお伺いいたします。

まず、商工分掌事務の中に商工業振興に関する事項というふうにあるわけですが、観光事業者も商業であるわけです。これも、要は含めているのかと。例えば、今年度当初に町づくり推進課が分掌事務をしておりましてけれども、事業者の調査をしております。この事業者の調査というのは、今後、この産業振興室で、事業者を観光事業者も含めるならば、山の事業者も事業者としての位置づけで、そういう調査等々、実態調査、意向調査、経営等々の意向調査、未営業者への意向調査等というのは産業振興室が担当されるのか、どこがされるのか、まずお聞きをします。

それから、2番目として、観光振興に関する事項ということでの分掌事務がございます。新たな観光創造というふうなことでありますけれども、観光振興とは何を意味するのかと。観光課の分掌事務の中には観光振興というのはなくて、観光計画とあるんです。そうしますと、立科町全体の観光振興をこの産業振興室で担うのかと、それとも白樺高原については除外をされて、それは観光課が担うのかと、そういうふうに里と山を分離するような形での観光振興を図るのか、どちらなのかをお伺いいたします。

それと、その中で、26年度予算の商工費、観光費の観光振興費に、産業振興室の分掌事務が担当できるような予算が計上されているのかどうか、それもお伺いいたします。

それから、ウとして、企業誘致に関する事項というのがございます。企業誘致というのは、企業ですから、事業者、いろんなものも含めての企業誘致ということで、ただ単純に工場とか、そ

うということではないというふうに私は理解しておりますけれども、そういう観光事業者も企業という位置づけで、そういう誘致というものに関しても産業振興室で担当されるのか。ただし、今の町づくり推進課に、分掌事務の中での企業誘致というものをホームページで見ますと、そこから出てくるのは自然公園法と開発行為だけが出てくるわけです。自然公園法でこういうことが規定されてますよということになっておりますので、これを見る限りは、企業誘致というものは、山の部分についても産業振興室が担当するというふうに見受けられますけれども、白樺高原での企業、起業も含めまして産業振興室が担当されるのか。

エとして、移住交流に関する事項というのがございます。移住交流に関する事項、移住交流ですから、交流というのは、観光も交流の中に含めますし、自治体との交流も含めますし、都市との交流も含まれるわけですけれども、他自治体との交流窓口を担当されるのは産業振興室になるのかと。

それと、もう1つは、農業を絡めた交流事業に力を入れるというふうに町長の説明でございましたけれども、都市農村交流センターの事業も産業振興室で、交流という面で担当されるのか、その点をお伺いします。

以上、お願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** お答えをいたします。

まず、産業振興室のことからお答えしますが、この室というのは課じゃございませんので、誤解をしていただきたくないんですが、基本的な方針が立てられますよね。基本的な方針に従って、特に重要な事項についてこの室で担当してやるということです。ですから、今橋本議員さんがおっしゃいますように、これこれこの項目が、これがここですよというふうには言ってないんです。要は、例えば観光の中で、本当に今必要なのは何かと言われますと、立科町全体にある観光はないんです。観光協会のようなものはないんですね。こういうようなものを網羅して、立科町中の観光振興に当てようというふうに考えています。

それから、企業誘致のお話も出ましたが、なかなか企業誘致、今までいろんなことの新施策をしてみましたけれども、ちょっと手薄感というのは感じておりました。なかなか立地条件も難しいですから、簡単には企業誘致はできないんですけれども、でも手薄感をもっと充実させていきたいという思いもありましたので、ここの特別な室で担当していきたいというふうに思っています。

あと、移住交流も全く同じでございます。

それから、私は心がけてはいますけれども、各課で、それぞれで担当してくださいって、各幹部会の中ではあまり話したことはないんです。1つのものが全てのものにつながるという考え方を持っていますので、仮にどこかで所管をしても、いろんなところが応援をしながら連携をしていくという考え方でありますので、あまり厳密に分掌だけとらえて、これがここの分掌だ、ここの仕事だというふうには考えずに、この産業振興室については特に重要な案件についてはどこでもやりますよというぐらいの心構えでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 橋本議員、回数があるようでしたら、許可しますので、細かくちょっと分けてみ

てください。

7番（橋本 昭君）おおむね課と違うということで、室ということで、一番初めの冒頭の町長のあいさつの中で、重要とする事項というところの理解が、なかなか私もできなかつたもので、今質問をさせていただきました。その中で、細かい話の中で、企業誘致に関することも同じようだというようなお話がございましたけれども、その企業誘致というのは観光事業者、新たな観光事業者を誘致をするということも含まれるというふうに理解してよろしいでしょうか、企業誘致の中で。そこだけを確認させていただきます。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）もちろんでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第4号

議長（滝沢寿美雄君）日程第2 議案第4号 立科町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第5号

議長（滝沢寿美雄君）日程第3 議案第5号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第6号

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議案第6号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第7号

議長（滝沢寿美雄君）日程第5 議案第7号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第8号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第6 議案第8号 立科町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第9号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第7 議案第9号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** 7番、橋本です。

今回の条例改正は、ホールの使用料について、1階部分についてはなくなると。その要因というものが、管理形態が変わるということからなったというふうに理解しております。シルバー人材センターからの使用料という形で予算計上されております。前々から、ふるさと交流館についてどのような形で管理をするのかということをお伺いしておりますけれども、シルバー人材センターが管理されるであろうというふうに理解はできますけれども、具体的にどういう形で、どういう内容で、どういう契約で管理をするのかというところが明らかにされておられませんけれども、それについてお伺いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 全く説明しないで進めてきたわけじゃないんですけれども、基本的には、今まで町営の施設で町営、教育委員会が使っていましたけれども、今回は維持管理も含めてシルバー人材センターに委託をするんです。だけど、シルバー人材センターもそこで事業をやりますので、その使用料といたしますか、そういうものはきちんといただくという形でやりたいというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** シルバー人材センターに委託をするということは、今の条例と、それから施行規則ですね、管理運営に関する規則では、まずこのふるさと交流館の条例では、町長が管理者であるわけですね。または、町長がだれかに定めた者を管理者にできるというふうになっております。それに基づいて、規則で教育委員会を管理者としたわけですね。教育委員会を管理者として、今度は教育委員会は規則で、別の者にまた管理委託できるというふうになっておりますね。そういう法体系、条例体系になっているわけですが、これは、この管理というのは指定管理者ですか、そこだけをお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

もちろん、指定管理ではございません。そして、今、町長が申しあげましたように、シルバー人材センターに、あの建物の中に入れていただく。そして、町のほうで、教育委員会で展示するスペースがあるわけでございます。その部分について、あそこの建物に入れていただくシルバー人材センターに管理を委託していくという流れでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） そうしますと、今回の条例改正の1階部分の使用料については、ホールが使用料がなくなりますが、2階ですか、その上の部分についてははまだ使用料が定まっておりますけれども、これをシルバー人材センターが管理を委託されているわけですけれども、あくまでも、じゃこれを使用する場合には教育委員会に届出を出して許可を得て使用するという、シルバー人材センターに管理委託をしているのだけれども、そこについての使用はあくまでも教育委員会が所管をしていると、ですから全て手続は教育委員会に持ってくるという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 1階・2階部分については、今回、条例から落としているというのにつきましては、あそこは町の教育委員会の展示スペースということでございまして、その上の3階部分、これについて、町民ギャラリー等で主に使っていくということでございますけれども、これについては町のほう、教育委員会のほうへ使用申請をしていただくと、そういうことでございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第8 議案第10号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第10号 立科町水道施設事業費の分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第9 議案第11号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第11号 ハートフルケアたてしな事業会計条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第10 議案第12号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第10 議案第12号 立科町福祉施設整備基金条例を廃止する条例制定につい

ての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 11 議案第 13 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 11 議案第 13 号 ハートフルケアたてしな施設介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 12 議案第 14 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 12 議案第 14 号 ハートフルケアたてしな居宅介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 13 議案第 15 号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第 13 議案第 15 号 平成 26 年度立科町一般会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、橋本昭君。

**7 番（橋本 昭君）** 7 番、橋本です。

大きな考え方だけをお伺いしたいと思いますけれども、ワイン用ブドウ栽培について、町長の招集のあいさつでは、リンゴに次ぐ果樹栽培と立科ブランド構築に向け、今後とも支援をします。当然、それに基づきまして、昨年度に引き続き予算が計上されておりますけれども、ここでワインに関して町長のお考え方をお伺いしたいわけですが、第 5 次長期振興計画の策定との絡みもあると思いますけれども、ワインに関して当町が目指すのは何かと。今は試験栽培等々で、ああいう栽培というのもやっておりますけれども、ああいうワインバレー構想というのは、各市町村そのものも自分のところでのワイン、立科ワインだったり、東御だったら東御でのワイン、そこでのワイナリーを使ったワインというものをワインバレー構想の中では主軸に置かれておられると思いますけれども、今までの経緯、やり方ですと、ワイン用ブドウ栽培をしますと、目指すのはワイン用のブドウを、果樹に、リンゴにかかわって栽培をして、どこかのワイナリーにそれを持って行って立科のワインをつくるのか、そこに供出するのか、または地域ブランドということで、立科地域ブランドということで自前のワイナリー、立科町の中に、たてしな屋がワイナリーをつくるだとか、また新しいワイナリーをつくるような方たちをつくっていくのか、支援していくのか、将来的に、この第 5 次長期振興計画という長い振興計画の中でどちらの方向を目指しながら

進んでおられるのか。試験栽培中ですから、どういうものができるかわからないので、まだ試験栽培だということでの答えが来るんじゃないかと思えますけれども、将来的に町長が目指すものは何であろうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** リンゴにかわる果樹栽培をしようというものではなくて、リンゴに次ぐということで、何か今衰退をしているものを、新たな作物で切りかえをしていかなきゃいけないだろうというのが大きな流れだと思うんです。それは、ワインでなくても、何でもいいんですけれども、立科町の場合は果樹が非常に適しているという部分のご意見を随分いただいておりましたから、その中で思考していく最中で、通常の生食用のブドウであれば、人件費とか、非常に技術も高いものが要るんだということで、加工用のブドウ、いわゆるワイン用のブドウということになるんですが、これら省力的で、比較的単収も上がる要素が大きいということで、今試験栽培をやっているわけでありまして。

これから先が、今ご質問のとおりなんですけど、いい品質のものがとれれば、それは当然ワインはいいものがとれる、できるということなんで、いいものがとれるということがわかれば、1つには農家の皆さんにこれを大きく奨励していきたいと、栽培として奨励していきたいと。また、たくさん量がとれれば、当然メーカーのほうに買っていただく、契約していただくということも進めていかなきゃいけない。と同時に、そんなにいいワインブドウがとれるのであれば、やがては地域の中でワイナリーをやりたい、つくりたいという方があらわれれば、それこそ先ほどの話ではないですけども、誘致してでもやってほしいと思えますし、まだまだ物足りないからもっとやれという町民の声があれば、ワイナリーもまた選択の大きな要素であろうというふうに思っております。一度に最終のところまでは行かれないというのが、この行政のやり方ですので、1つずつつぶしながら、結果を見ながら進めてまいりたいというふうに思っています。夢は、自前のワイナリーができればよろしいんじゃないんでしょうかね。ブランドになります。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** 町長のお考えが大体見えてまいりましたから、それはそれでよろしいかと思えます。

あわせて、これはお願いということになるかと思えますけれども、たてしな屋に対しての地域ブランド構築事業だとか、この間、そのワインについても栽培支援ということで、いろいろな面での予算が計上されております。ぜひ予算検討委員会までに、たてしな屋の来年度の事業計画が明らかなような資料を予算委員会までにご提出いただけないかということで、それについてはどうお考えかをお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 予算を盛り込んだときに、その算定をした要素のものはありますので、それはお出しできるんですが、たてしな屋の事業計画あるいは決算のものについては3月31日をもって1期としますんで、その後、取締役会、株主総会を開かないといけませんので、そちらのほうはちょっと間に合いませんが、算定基礎になっている資料は説明させることはできると思えますので、また委員会の中で質問していただきますよう。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） ぜひ、資料提供をお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。

今回、平成26年度の事業概要書から、この予算書にあわせて質問させていただきます。

4ページの商工費の中の観光施設管理経費、この中で、それぞれに修繕または植栽とか、あと展望台の工事費とか上がっておりますが、その中での1つ、つつじヶ丘バス停屋根の修繕工事費、この委託料と合わせて計上されているものですが、この説明を見ますと、吹きかえ工事。改修して、また利用者の利便性を図るといふようになっておりますが、この利用者というのはどういう方を対象に考えてあるのかということと、あとこの1点のバス停だけを改修工事をして、どういふふうな利便性がこれから図られるか、その目的をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） つつじヶ丘のバス停の、今回修繕の工事の予算、それから委託の計上をさせていただいていますが、これは基本的には別荘の利用者という感じになろうかと思えます。しかしながら、蓼科牧場へ観光に来られる方もあるのかなという感じはしていますけれども、基本的には別荘を利用する方。

これに予算を計上するに当たりまして鍵引石の、あそこには葛屋根のバス停があったわけです。白樺高原と、その2カ所だけ、国鉄バスが通っているころ、大変、写真にも載ったというようなことの中で、ポスターにも使ったこともあったんですけども、そんな中では大変重要なものかなという感じをしていますが、茅葺き屋根は大変、それで修繕をするということはお金もかかりますし、期間もかかっちゃうというようなことで、ちょっと最終的には瓦葺き、そんなような考え方をしています。そうでないと、今穴が開いてきて、北側になりますか、そこから雨漏りをするような状況の中で、上に鉄板をかけたりのも考えてはみましたが、それよりも日本家屋的なバス停でよいのではないかなと、そんなふうには計画をしています。

議長（滝沢寿美雄君） 榎本議員、同じような質問でしたら、予算特別委員会で質問をしてください。

ほかに質問はありますか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

予算の消防費のところで、120ページですね、再生可能エネルギー基金事業、これは町長にお聞きしたいんですけども、グリーンニューディール企業基金事業ですか。これを使って白樺高原観光センターに太陽光を設置というふうになって、その効果というものは、白樺高原の防災効果を図るといふふうに予算化してあるんですけども、その太陽光発電、防災だけではなくて、あとほかに使い道とか、意図があって、多分この予算化したと思うんですけども、これは何かほかにあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 今回、白樺高原観光センターへ設置する旨につきましては、国のほうの、ただいま議員さんがおっしゃいました事業の中で、近い将来予想されます大規模地震に対して公共施設

がきちっと機能するように、そういう意味合いの中で、実は当町も、この役場の施設についてもこの補助対象にならないかというようなことで挙げた経過があるわけですがけれども、国のほうではこちらの施設のみということで、あくまでもこれは防災時における拠点施設という位置づけでの事業を実施になるということでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はありませんか。5番、西藤努君。

**5番（西藤 努君）**では、1点ちょっとお願いします。

139ページになりますが、今回、オレゴンとの姉妹提携ということで、40周年記念の記念事業ということで予算計上されています。もう40年過ぎたんだなという、非常に長きにわたって友好関係を築いてきて、子供たちも、生徒たちもそれなりに交流してきて、非常に実りのある交流事業であると思っています。したがって、今回、この記念事業につきまして、規模と、その内容と、今の段階でどんなふうな構想でおられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）**宮坂教育次長。

**教育次長（宮坂 晃君）**お答えいたします。

今年40周年ということで、さまざまな行事をしようということではございますが、内容等については、まだ細かく定まっておられません。相互訪問とか、前回行ったように、何か記念樹や、新しい工作物等を設置する等も含めまして、これから検討してまいりたいと思います。

金額につきましては、30周年のものを参考にして算出させていただきました。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はありますか。7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）**今、同僚議員が質問したオレゴンとの関係ですけれども、このオレゴンは教育委員会が担当されておりますけれども、重要な事項ということだったら、産業振興室の担当ではないだろうかというように思うわけですがけれども、姉妹都市との友好、交流ですので、移住交流という観点からしたら、教育委員会は、確かに中学校だとか、そういうものでホームステイもやっておりますけれども、そういう関係で教育委員会がやっておられるのか、それはよくわかりませんが、産業振興室の扱いにすべきではないかというふうに私は考えますがけれども、いかがでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）**小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）**一理あるかと思えますけれども、参考にさせていただきます。そんな程度で。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第16号

**議長（滝沢寿美雄君）**日程第14 議案第16号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 15 議案第 17 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 15 議案第 17 号 平成 26 年度後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 18 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 16 議案第 18 号 平成 26 年度立科町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 19 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 17 議案第 19 号 平成 26 年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 18 議案第 20 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 18 議案第 20 号 平成 26 年度立科町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7 番、橋本昭君。

7 番（橋本 昭君）下水道事業特別会計ですけれども、歳入が予算化されています。昨年の 12 月の定例会で、下水道条例について非常に問題があるということで、質疑の中でも副町長との間でお話をさせていただきました。いまだ条例が改正、今回の条例改正の中にも入ってきてないわけですが、下水道の中で、こういう上下水道使用水量のお知らせというふうになっておりますが、今の前回の改正条例では、上水道、この下水道使用水量の中で水道料金についてはきちっと 1 万 3,000、これは例ですけれども、料金まで書いております。これは請求金額ということです。下水道料金については、今の条例ではこれが確定できません。確定できないということは、歳入を予算計上することはできないのではないだろうか。下水道条例の歳入は予算計上できないだろうと。住民から下水道は徴収できない条例になっていると思いますけれども、それについて副町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

副町長（森澤光則君）よく聞かれている趣旨がわからないんですけれども。

議長（滝沢寿美雄君）7 番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）下水道の使用量を確定するというのは、条例に基づいて確定するわけですが、条例上には使用量が確定できないんです、今の条例では。汚水量は認定されます。汚水量が認定されて、汚水量、それに伴う使用料の額は認定されます。けども、納付通知書で徴収するという条例になっているわけですから、じゃその納付通知書に何の金額を入れるかということが確定できない条例になっているわけです。1カ月分の金額なのか、2カ月分の金額なのか、はたまたそれをためて3カ月分の金額なのか、納付通知書に書く請求金額が確定できない条例になっていることなんです。ですから、歳入は、住民には徴収できませんよということなんです。口座振替書請求も同じですよ。銀行に対して口座振替を請求する金額が確定できないんです、今の条例では。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 質問の中身がよく理解できないんですけれども、条例に規定されていないということとございますけれども、使用料というのは条例あるいは規則等で徴収できるようになってるかと思っておりますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 条例では使用料を徴収するというふうになっています。徴収する額が確定できないと言っているんです、私は。納付通知書に基づいて徴収するというんですよ、今回条例は。その納付通知書に何の金額を出すんですかということで、1カ月分なんですか、2カ月分なんですか、3カ月分なんですか、4カ月分ですかということです。汚水量が認定されて、算定されて、使用量も確定するんです。給水条例に基づいて2カ月分のメーターを確認をして、それで汚水量は確定するんです。汚水量が確定して、それは前月も使用量と当月の使用量という、全体の算定はできるんです。けど、納付書には、算定はできても、その金額を入れていいのか入れちゃいけないのかという条例はないんですよ。1カ月分を入れるのか、2カ月分を入れるのか。勝手に2カ月分を入れちゃうという条例になっちゃうんですよ。解釈になっちゃうんです。条例は何カ月分入れるかって書いていないんです。給水条例をよく見ていただくと、給水条例は、第28条に、納入通知書に毎月徴収する、ただし2カ月分まとめて徴収することができるということが書いてあるから、この上下水道使用量の、この料金が確定して、2カ月分がここで確定するんですよ。下水道条例にはそれがありません。だから、確定できないんです。請求もできません。

議長（滝沢寿美雄君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） 私のほうからお答えしてよろしいでしょうか。

橋本議員さん、前回の条例改正の中でご指摘したことは、隔月という部分の記載が改正によって削除されているということで、多分このことを言っているかと思います。現在の下水道条例の中では、水道メーターの点検によって徴収をするということになっております。水道メーターは隔月ごとに点検をして、算定をするということになっております。下水道条例では、橋本さんの言った部分につきましては、この下水道条例の最後のところに規則に委任する部分があるんです。この規則の中の11条で、使用料の徴収というものがあまして、そこでは水道メーターの点検したものの認定によるものとされています。これに基づいて、私どもは地方自治法の231条にな

りますか、収入行為は適切な調定をして、納入通知書により徴収するとされています。この納入通知書というものは、使った内容に、全て納期から水量から期間、こういったものを、納入にかかわるものを全て明記して使用者に通知しなさいということになります。それに基づいて徴収していますから、これは適切な徴収をするわけでございます。そのところをご理解いただきたいと思えます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** たしか下水道条例施行規則に、第11条、条例第15条に規定する使用料金については、水道メーターを点検、認定した日の属する月としてという規則はあるんです。だけど、それは調定額が認定されただけで、それを2カ月分、どういう形で徴収するかという、もとの条例にないじゃないですか。勝手に2カ月分を入れるんですか。条例に基づいて、全て条例に基づいて規則というのは成り立っているし、もとの条例に2カ月分を徴収するという条例がないにもかかわらず、どうやって、規則に基づいて勝手にやるわけですか。条例のほうが上位ですよ。

**議長（滝沢寿美雄君）** 荻原建設課長。

**建設課長（荻原邦久君）** 水道の使用水量によって下水道は算定しているわけです。だから、そこは給水条例で決まっている、24条から26条ですか、そこにうたっているものを、この下水道条例の中に組み込んでございますので、基本的なものは水道、水道使用量です。それに基づいて、納入通知を使用者に送付しまして納入いただくという行為をしていますから、これは法的にも間違いのない徴収方法だと思っています。

ただ、その隔月、1カ月という部分の記載は、これは今回削ってしまいましたので、これは精査しまして、今後、下水道に絡む、白樺高原下水でなくて、白樺湖下水道組合も変わってきましたから、これは大幅に、下水道条例も多少修正していかなくちゃいけないと思っていますが、その辺の中をくرمめまして、これはまた精査していきたいと思っていますが、現状の中の徴収行為につきましては、この部分で問題ないと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っています。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、橋本昭君。

**7番（橋本 昭君）** しつこく言うようですけれども、給水条例第24条、これは料金の算定です。料金の算定というのは、確かに言われたように、そのときに言ったものは2カ月間隔で算定するわけですから、算定できます。ただし、その算定したものは前月分と当月分のものであって、それを2分の1にするという、2カ月間隔でやった場合は、毎月の算定額は、それを平均したものとして、額として認めるというただの条例ですよ。算定をするだけの条例です。請求する金額を確定する条例でもないわけです。給水条例というのは、これは料金の算定なんです。だから、今荻原課長が言われたように、2カ月分を請求できるかできないかというのは、何も条例になってないものを、請求金額の中に2カ月分を入れるということができないだろうと、私は言ったわけです。

これの問題については、副町長は前の定例会の中で、この3月までに見直しをする。3月とは言いませんが、よく精査をした上で見直しをすると。また、逆に総務経済委員会の委員長の答弁においても、そういうものを確約をしたがゆえに前回の賛成をしたというふうになってい

るわけですが、それについては副町長はどういうふうにお考えなんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

副町長（森澤光則君）12月議会の際に答弁させていただきました。それらについては、内部で、ただいま荻原課長が申し上げたとおり、検討をしております。しておるということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第21号

議長（滝沢寿美雄君）日程第19 議案第21号 平成26年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第22号

議長（滝沢寿美雄君）日程第20 議案第22号 平成26年度立科町水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第23号

議長（滝沢寿美雄君）日程第21 議案第23号 平成26年度立科町索道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第24号

議長（滝沢寿美雄君）日程第22 議案第24号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君）10番、宮下です。

23ページですが、先ほども質問もあったところですが、農業振興費の69万ですか、立科農業振興公社への補助金ということですが、これは説明によりますと、ブドウ棚の補助金ということですが、これはブドウ棚というのは一反歩どのぐらいかかるものなのか。それと、ここへの補助金ということですが、町長もリンゴに次ぐもので期待しているということですが、これに対してたてしな屋で土地を賃貸して、それに対してブドウ棚をつくっておられるの

か、そうでなくてこれも支援していただいている農家のほうへこれを支援していくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）それではお答えをいたします。

まず、最初の1点目でございます。69万円の補助金の増ということでございますが、これはご質問のとおりでございます。ブドウ棚の歩がかり、私どもが当初予算で見込んだものよりも単価がアップしたということの分を補正させていただいた、実績で補正させていただいたものでございます。おおよそ資材費だけで25万から26万円というものでございます。その差額を見込ませていただいております。

次に、土地につきましては、これはたてしな屋さんのほうで借り入れていただいております。以上です。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第25号

議長（滝沢寿美雄君）日程第23 議案第25号 平成25年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第26号

議長（滝沢寿美雄君）日程第24 議案第26号 平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 議案第27号

議長（滝沢寿美雄君）日程第25 議案第27号 平成25年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第26 議案第28号

議長（滝沢寿美雄君）日程第26 議案第28号 平成25年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 27 議案第 29 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 27 議案第 29 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

6

◎日程第 28 陳情第 1 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 28 陳情第 1 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書についてご意見をお持ちの方の発言を許します。ご意見はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

これで意見を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案及び陳情については、お手元に配付いたしました議案付託表及び陳情文書表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び陳情文書表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後10時57分散会）